

令和2年6月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年6月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社イエスマン（法人番号：8011201005721） 代表者 鈴木友也
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都中野区本町5-39-10 （本社営業所） 東京都中野区本町5-39-10
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年12月11日及び令和元年12月20日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和2年6月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年6月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社バス窓. c o m (法人番号: 8021001018278) 代表者 徳久浩
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県相模原市緑区橋本台3-18-35 (神奈川営業所) 神奈川県横浜市旭区上川井町308-5
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和2年2月18日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 34点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)